

「東芳小学校いじめ防止基本方針」

福島県郡山市立東芳小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対応においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

<本校における定義の捉え方>

- ① 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- ② 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・クラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団、グループ等、当該児童と何らかの人間関係にあるものを指す。
- ③ 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ④ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることを意味する。
- ⑤ けんか等を除く。

<具体的ないじめの様態（例）>

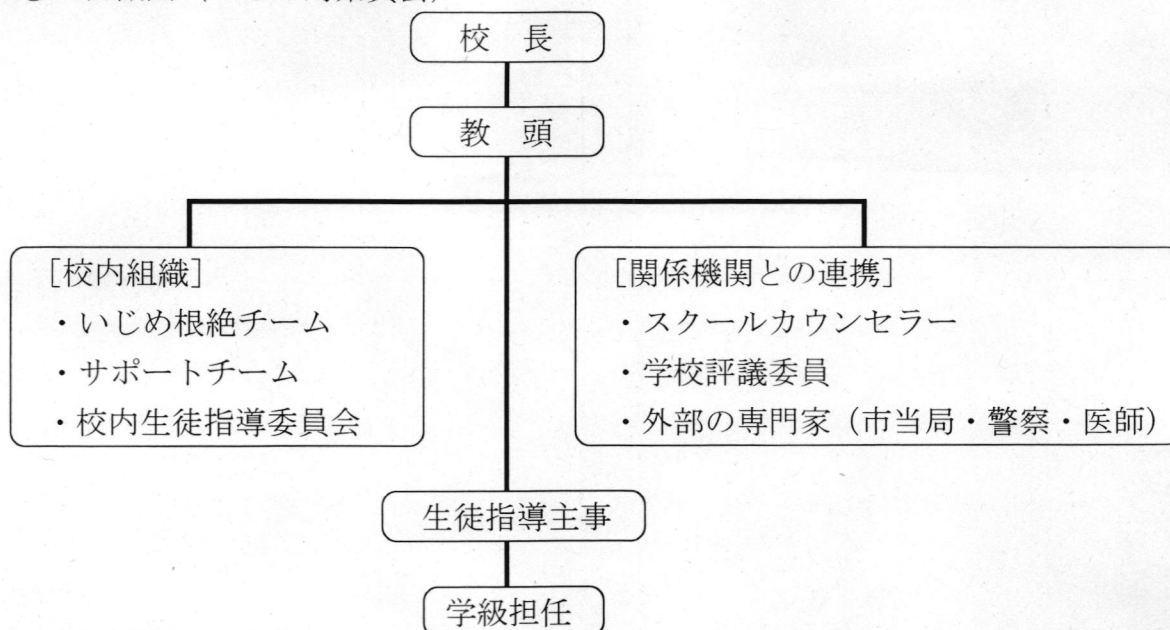
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ア 身体動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ウ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやチームに入れない。
 - ウ 席を離れる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ウ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャルネットワークサービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等で組織する。
- ③ 組織の役割
 - ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - エ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携など）

④ 組織図（いじめ対策委員会）



(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対して、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。
- ⑤ 教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり尋ねたり、気軽に話ができる風通しの良い職場にするため、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間を確保し、心の通じ合う学校づくりを推進する。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、適切に取り扱う。
- ② 面接旬間や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 日頃から児童と教員との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上を図る。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事案の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長（教頭）に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑥ 重大事態発生時の対応

<重大事態発生時とは>

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

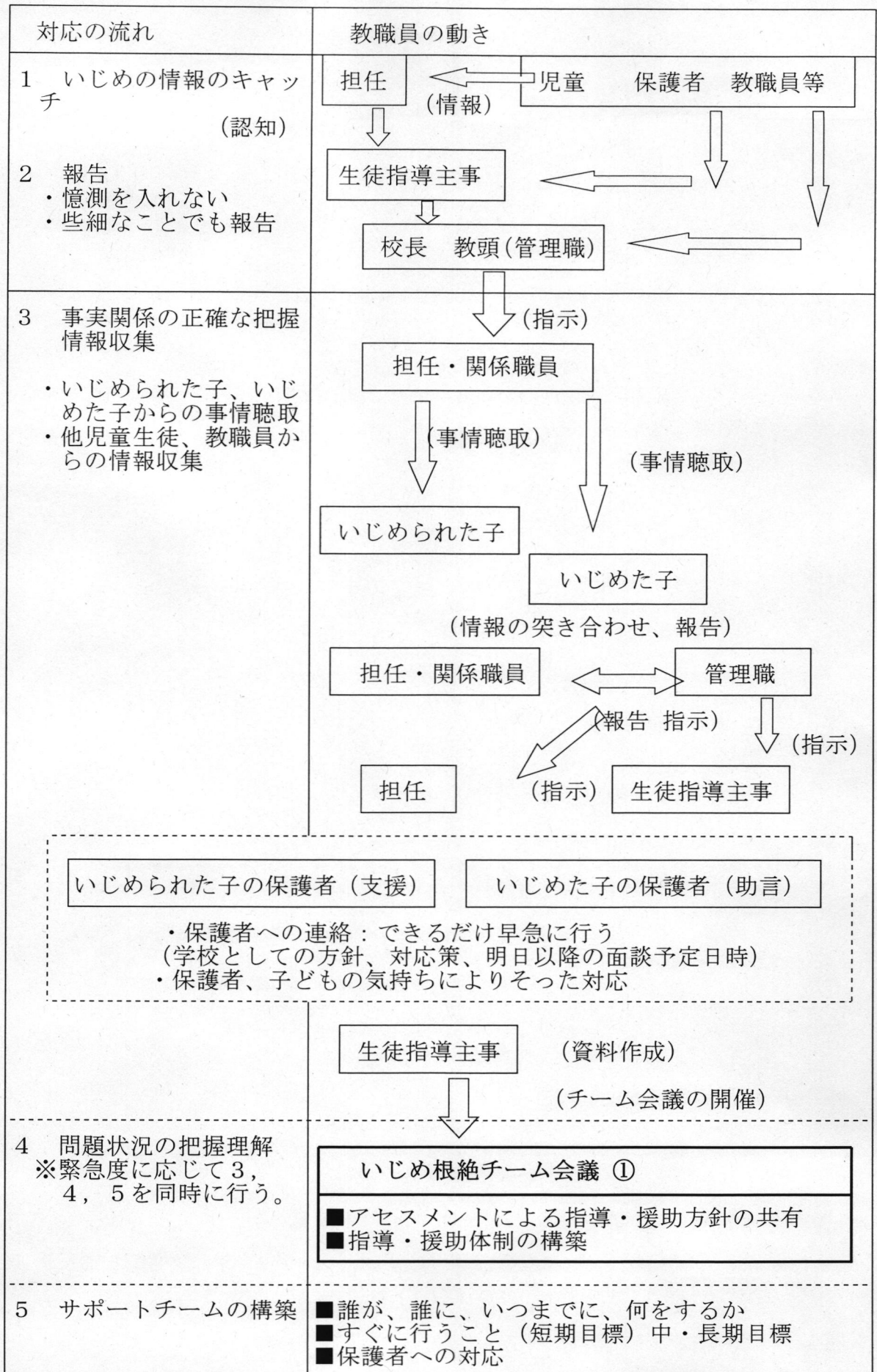
<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

<いじめを認知した場合の学校の対応>



(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談実態調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	全校集会	「チェックリスト」によるチェック	校内研修1 いじめ防止の共通理解（職員会議）	第1回 いじめ防止対策会議	年間計画の確認・目標設定
5月	いじめ調査	第1回「楽しい学校」アンケート	校内研修2 早期発見・早期対応（生徒指導協議会）		
6月		第1回面接旬間			
7月					
8月	全体講話 情報モラル教育			第2回 いじめ防止対策会議	
9月					中間評価
10月	いじめ調査	第2回「楽しい学校」アンケート	校内研修3 いじめ事例研究（生徒指導協議会）		
11月		第2回面接旬間			
12月					
1月	全校講話 命の尊重と人権教育	「チェックリスト」によるチェック		第3回 いじめ防止対策会議	
2月			校内研修4 いじめ事例研究と反省（生徒指導協議会）		年間評価・報告
3月					
年間	いじめについての情報交換（毎月の職員会議終了後に）				

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討し、実施できるものについては、すぐに実行するようにする。

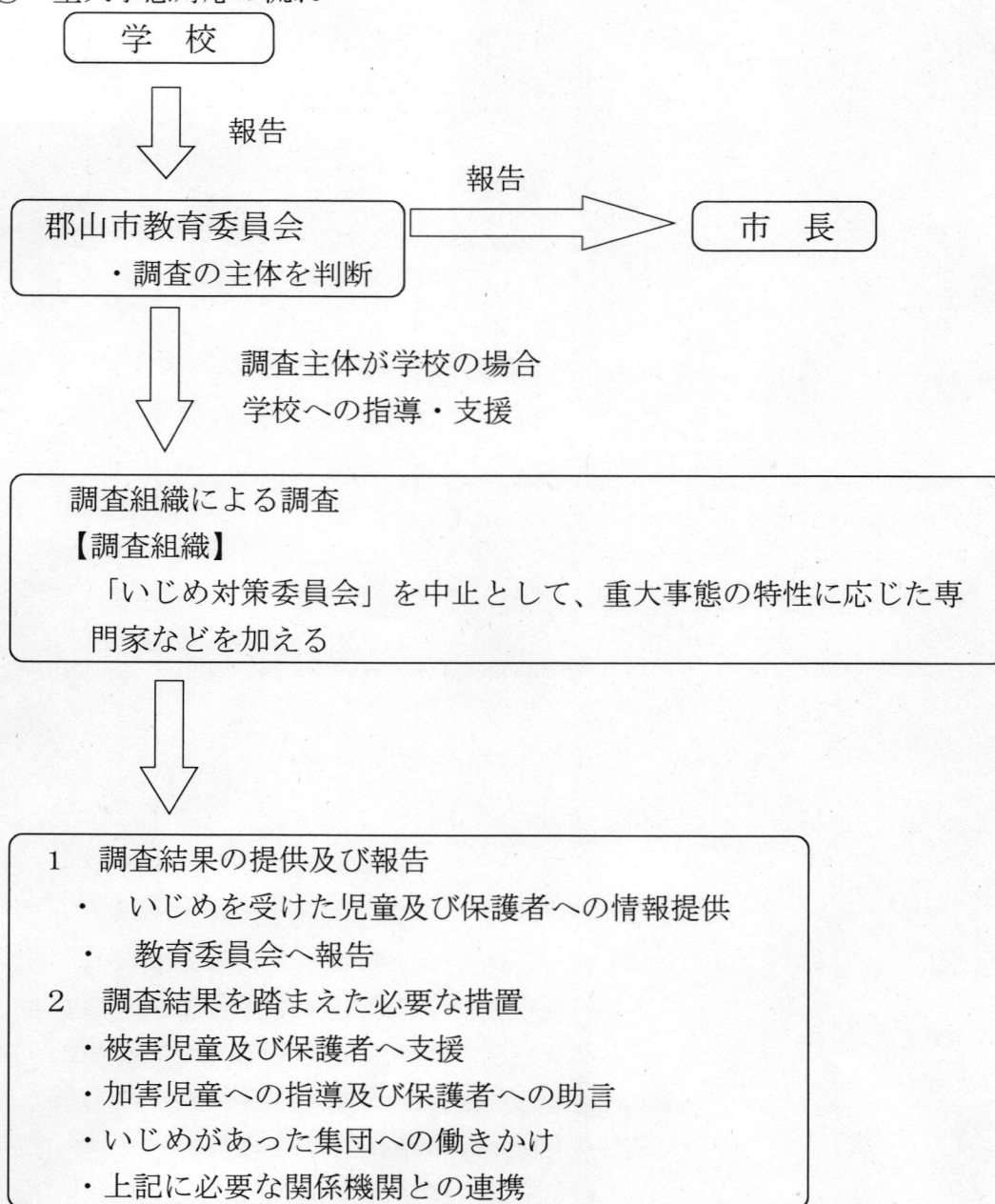
(8) 重大事態への対応

① 重大事態の発見と調査

<重大事態>

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。）

② 重大事態対応の流れ



<ネット上のいじめへの対応>

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者と連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

① 情報モラル指導

インターネットの特殊性を踏まえて

- 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わる。
- 匿名にしても書き込みをしたものは、特定できる。
- 有害情報や違法情報も含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり傷害等の事件に発展する場合もある。

② 家庭における留意点

- パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは保護者の責任である。
携帯電話を持たせる必要性について十分に検討する。与える場合は、フィルタリングをかける等手立てをとる。
- スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。

(3) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に教える。

① 書き込みや画像の削除に向けて

被害拡大を防ぐためにも専門機関への相談し、迅速に削除を行う。

【指導のポイント】

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」にあたり決して許される行為ではない。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

② チェーンメールの対応

【指導のポイント】

- チェーンメールの内容は、架空のものであり転送しないことで不幸になったり危害を加えたりすることはないこと。
- 受け取った人は、迷惑し、友人関係を損ねることもあるため絶対に転送しない。内容によっては、ネットいじめにあたる。

《書き込み等の削除の手順》

